

質問回答

2016年8月1日

「ウズベキスタン国円借款事業監理能力強化支援【有償勘定技術支援】」

(公示日 : 2016 年 7 月 20 日 / 公示番号 : 160483) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|--|
| 1 | 業務指示書本紙 p.4 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項 5 行目 注) 類似業務 : 円借款調達監理にかかると各種業務及び 同ページ 「3 業務従事予定者の経験、能力等」 | 本業務で作成予定の「円借款事業マニュアル」が対象とする業務範囲は、円借款事業の F/S 時から資金調達、L/A 調印、物品・公示調達終了時までの広い業務範囲を想定しており、必ずしも調達監理業務のみに限定されたものではないと理解します。従って、本業務を受注するコンサルタント(法人)及び評価対象業務従事者が有すべき類似業務の経験として、円借款調達監理のみならず、事前調査から実施促進等の円借款事業関連の業務を幅広く(例:円借款事業に係る各種業務)捉えるべきと考えますが、その理解で正しいでしょうか。 また、「調達」という観点においても、他スキームや他ドナーのプログラム等、円借款事業における調達手続と類似した手続を採用しているものが多いことから、必ずしも円借款の経験のみが類似経験として評価されるものではないとの理解が正しいかについてもご教示ください。 | ご指摘のとおり本内容は調達監理のみに限定した業務内容ではないため、類似経験についてはご指摘の理解で結構です。 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 2 | 業務指示書本紙 p.3 5.(3) 円借款事業マニュアルの対象業務の範囲 | マニュアルの対象業務の範囲として、F/S 実施時点から物品・工事調達終了までとありますが、これは工事完了までと理解して間違いありませんか。 | 工事完了までという理解で結構です。 |
| 3 | 業務指示書本紙 p.3 5.(3) 円借款事業マニュアルの対象業務の範囲 | 現段階におけるマニュアルのページ数の目安は120ページから150ページを想定しているとされていますが、これは参考資料も含まれたものと理解してよろしいでしょうか。また、参考資料もすべて露文の作成が要求されるのでしょうか。 | 参考資料を含んだページ数としてご理解ください。また、参考資料については露文での作成も必要となります。 |
| 4 | 業務指示書本紙 p.4 5.(4) 円借款事業マニュアルの記載対象内容 | 物品・公示調達終了時とありますが、これは物品・工事調達終了時が正しいでしょうか。 | 物品・工事調達終了時という理解で結構です。 |
| 5 | 業務指示書本紙 p.4 業務内容のスケジュール感と露語翻訳について | ウズベクエネルギーとのマニュアル(案)協議といった作業は基本的に露語のもので行う必要があると理解すれば、中間報告書からドラフト最終報告作成といった業務スケジュールは非常にタイトで厳しいものにならざるを得ず、かなり無理が生じるとも考えます。作業工程を優先するためにそれ相当の翻訳費用を見積もることを可とするという理解でよろしいでしょうか。ウズベクエネルギーとの言葉の壁(英語でのコミュニケーションの程度)について追加的情報を頂けると幸いです。 | 中間報告書作成時点では、ある程度の情報収集を終えて、一定の内容が報告書に含まれていることを想定しております。ドラフト最終報告書では JICA コメントへの対応及び確認できていない情報等の追記が主な作業となります。その為、中間報告書からドラフト最終報告書作成までの業務スケジュールはご質問されたスケジュール感ではないことをご理解願います。翻訳費用については、業務遂行に必要と考えられる費用の計上して下さい。ウズベクエネルギーとのコミュニケーションは、一部英語を解する関係者もおりますが、大半のやりとりは通常露語となりますので、その点をご留意ください。 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 6 | <p>業務指示書本紙 p.7 6 . 業務の内容 (7) 円借款事業マニュアルの最終化</p> | <p>「必要であれば、現地の弁護士等に法律面の助言を得る」とありますが、本業務マニュアル作成で必要と想定される法律面の配慮事項が現時点であればご教示ください。 複数時間の法律相談費用を見積もり計上する必要があると理解して宜しいでしょうか。 あるいは現地傭人として法律の専門家(弁護士含む) を本業務期間中の一部期間雇用し、見積もりに含めることは可能ですか。</p> | <p>本業務マニュアル作成で必要とされる法律面の配慮事項は、ウズベキスタンの公共調達関連法令の検証、及び、各法令における重複内容等に対する解釈の検証です。 ウズベキスタンにおける公共調達関連の法令の数は限られておりますので、複数時間の法律相談費用の見積もりを計上することで対応可能と考えております。現地の弁護士を一部期間雇用することを提案する場合は、その根拠を見積もりと合わせて、プロポーザルにてご説明下さい。</p> |
| 7 | <p>業務指示書本紙 p.7 (9) ドラフト最終報告書の作成</p> | <p>中間報告書に対するウズベキスタン関係機関からのコメントを踏まえることになっていますが、中間報告書は和文で作成されますので、そのままでは指示通りには難しいと考えます。 露文(または英語) の翻訳が必要になると思われませんが、指示内容の明確化をお願いします。</p> | <p>中間報告書は和文の作成のみを想定しておりますので、露文作成は不要です。ウズベキスタン関係機関からのコメントを踏まえる点につきましては、報告書そのものへのコメントを求めた分を踏まえるという意味ではなく、関係機関からの聞き取りによる結果や関連情報を報告書に含めることを想定しております。</p> |
| 8 | <p>業務指示書本紙 p.9 (2) 業務計画書</p> | <p>業務計画書の内容はインセプション報告書とかなり重複することが想定されますが、別々の提出が求められているという理解でよろしいか確認させてください。</p> | <p>そのような理解で結構です。</p> |

以上